

酒もタバコもコーヒーも、飲まず吸わずに活動中



号外2 月刊 田中けん

【無所属】
区議会「一人の会」

今回の特集
生活保護の問題点



☎総合連絡先: 03-3248-0888

弁護士による無料法律相談受付中

田中けん集会*百語

田中けんと直接、話をしませんか？

4月18日(土)13:00~「月例軽食会」
参加費:1,000円(当日はアルコールなし)

4月27日(月)18:00~「食事会」
参加費:3,000円

場所:田中けん事務所(詳しくは4ページ目に!)
集会参加希望者は、事前連絡をお願いします。

生活保護の問題点

生活保護を調査するきっかけは、
区民からの告発でした。



*** 不正受給のモデルケース ***

受給者は、昭和47年生まれの中国人女性(43歳)

日本人と結婚

平成12年に男子出産、扶養(現在は、離婚)

平成14年から受給(今から13年前)

10万8,440円/月の生活保護

平成20年からFX(為替投資)を開始

5,000万円の損失(5,000万円はどこから?)

平成22年から江戸川区内のスナックを経営

平成27年 破産

生活保護の問題点は、以下3点に集約できます。

1 外国人に対する支給

日本国憲法25条に「**すべて国民**は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とあるように、この条文が根拠となって生活保護が行われるようになりました。

在日外国人に関しては、昭和29年厚生省社会局長通知として、以下の文章が発せられました。

生活保護法(以下単に「法」という。)第一条により、**外国人は法の適用対象とならない**のであるが、**当分の間**、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手續により必要と認める保護を行うこと。

つまり今から61年前に発せられた局長通知が「当分の間」というただし書きがあったにも関わらず、現在も外国人への生活保護を正当化する根拠として使われています。

しかし、最高裁第二小法廷(千葉勝美裁判長)は、2014年7月18日、外国人は生活保護法に基づく生活保護の受給権を有しないとの判断を示しました。日本全国で普通に実施している外国人への生活保護は憲法違反です。

ちなみに次世代の党の政策は、「生活保護は日本人限定」です。

	世帯数	人員	備考
全国	49,988世帯	74,330人	H26.11
東京都	6,691世帯	11,262人	
江戸川区	578世帯	1,102人	H27.1

表から読み取れば、江戸川区の外国人世帯数は、578世帯、人員は1,102人となりますが、これらは正確な数字ではありません。

その理由は、今の日本では、世帯主が外国人の場合、家族は皆外国人。逆に世帯主が日本人の場合、家族は皆日本人として、統計上の計算がされているからです。

両親のどちらかが日本人ならば、生まれてくる子どもは、皆日本人です。それにも関わらず、なぜこのような統計になるのか、その理由は定かではありません。

ただし、便宜上そうせざるを得ない「行政の都合」を想像すると、実態把握の難しさが、外国人の生活保護受給に関してはあるのだとご理解ください。

表の数字はあくまでも参考値です。

2 不正受給と役所の対応

不正受給の多くは所得隠しによるものです。賃金労働の無申告。年金の無申告。収入の過少申告。

これ全て正直に申告せず、収入を過少申告して生活保護を申請すれば、生活保護は支給されてしまいます。第三者による情報提供があっても、個人情報保護を大義名分に、役所は調査の有無さえ明らかにしません。

不正受給が明らかになった場合は、不正受給分の返還請求をします。ただし返還請求をしたからと言っても、実際に返還されたかどうかは別問題です。生活保護の打ち切りの可否も別問題となります。その上での役所の対応は次の通りです。

口頭指導 文書指示 刑事告訴

年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
不正受給	74件	153件	222件	285件	268件
告訴件数	1件	0件	2件	4件	1件

3つの対応策があっても、本区の告訴件数は、ほぼゼロです。しかもこの表には、当然ながら行政が把握できなかった不正受給は反映されていません。認知件数と不正受給の実態には、大きな乖離があります。

仮に不正受給によって、多額の金銭を手にした受給者であったとしても、今現在は破産して、所得がゼロになってしまえば、それでも生活保護の支給対象になってしまいます。不正受給金を返還させるべく、これからの生活保護費から不正受給分を分割天引きして支給する制度もありますが、その場合、本人の承諾が必要となります。事前に本人からの承諾が得られなかった場合、不正受給をした犯罪者に対して、これからの生活保護が支払われるという矛盾が、現行制度にはあります。

3 受給者の生活改善

生活保護がどのように使われているのか、役所は調査していません。「最低限度の生活」とは言えない、酒・タバコ・ギャンブルに浪費する人がいます。生活保護を原資に投資まで行うケースもあります。一刻も早く生活保護を脱し、自立した生活改善に向けて、指導・監督をする責任が、行政にはあります。

受給者から酒・タバコ・ギャンブルを遠ざけなければなりません。役所の指導に従わず、悪質または自立困難な受給者には、生活改善を目的とした福祉施設への入所を強制できるぐらいの行政介入が必要となります。貧困が犯罪を誘発する可能性を危惧して、現状は存在しない、家庭と刑務所の間を埋める福祉施設の創設を希望します。

今の日本の行政は、「お金さえ払っていれば良いんだ」とばかり、生活保護費の無駄遣いを放置しています。善良なる国民が収めた税金を貴重だと考えればこそ、現在の生活保護制度は、受給者の生活スタイルと共に、大きく改善される必要性に迫られています。

本区予算財源構成

平成27年度当初予算

単位:千円

区一般会計 (A) 218,847,023	福祉費・子ども家庭費 (B) 114,251,613 B / A = 52.20% 注1	生活保護費 (C) 42,176,065 C / A = 19.27% 注2
--------------------------	---	---

注1... 2つの「款」の合計額であり、福祉費は68,729,836千円です。
注2... 会計区分上、歳出予算は「款」、「項」、「目」、「節」と分類されます。生活保護費(C)はその中で「項」であり、扶助費は「節」となり金額が39,310,303千円です。

平成27年度 39,310,303千円

単位:千円

国庫負担金 28,911,684	区負担分 8,910,610	返還金 調定 見込額 761,391
	都負担分 726,618	
← 3/4 →		← 1/4 →

江戸川区の生活保護393億円の内、3/4の289億円は、国庫負担金です。つまり生活保護執行と同時につく国の予算が3/4です。江戸川区が純粋に支出する予算は、1/4の89億円です。また住所が定まらない被保護者の場合、1/4の負担は、市区町村ではなく、都道府県が行います。江戸川区の場合、7.2億円は東京都が負担します。

返還金調整見込額とは、不正受給や年金などの収入が後からわかり、受給者から戻ってくる過払い金です。それが7.6億円あります。

献金のお願

「月刊田中けん」発行の経費は7万円以上です。「田中けんを応援する会」の政治活動を経済的にお支えください。ご協力をお願いいたします。

- ※ 注意
1. 受付は全て銀行振込です。
 2. 年間5万円以下でお願いします。
 3. 個人名義でお願いします。
 4. 日本人に限ります

お振込先

みずほ銀行 小松川支店
普通 1015472
田中けんを応援する会

小中学校をもっと広く・シンプルな行政が無駄のない政府・移民政策に反対



江戸川区議会議員

田中けん

松江三中卒、墨田川高校卒、
千葉大学教育学部卒
1995年～江戸川区議会議員(5期)



03-3248-0888 (平日9~18時)

自宅事務所：〒132-0021 江戸川区中央4-25-14
(敷地内奥、白いプレハブ)

info@t-ken.jp

www.t-ken.jp



共著 書籍紹介



「外国人参政権」で
日本がなくなる日
宝島社(2010年)



100人がしゃべり倒す!
「魔法少女まどか マギカ」
宝島社(2011年)



「人権侵害救済法」で
人権がなくなる日
宝島社(2012年)

区議会日台親善議員連盟会長・禁煙地方議連代表幹事・ホームヘルパー2級